

2008年7月28日

有明海漁民・市民ネットワーク 羽生洋三

bye01354@nifty.ne.jp

## 環境省への質問事項

- 1) 農水省から開門に係るアセス方法の相談（協議）を受ける場合の窓口は、環境影響評価課か、それとも環境影響審査室か。今までどのようなやり取りがあったか。
- 2) その協議に際しては、環境省としては下記のうち、いかなるスタンスで臨むのか。
  - ・原告と被告の協議に委ねるべき
  - ・開門を前提として、法アセスに準拠した影響評価方法のプロセスを指導
  - ・開門を前提とせず、農水原案を検討し意見を提示
  - ・その他
- 3) 歴代環境省大臣は、諫干事業に懐疑的見解を表明してきたが（例：平成13年5月8日川口順子大臣の記者会見）、環境省の事務方としてのこの事業への基本認識は。
- 4) フォローアップ報告書に対する環境省見解（08年6月）を出さざるを得なくなったのは、実際に調整池・諫早湾・有明海の環境が改善されていないだけでなく、レビューに対する環境省見解（01年8月）が全く不十分だったことにも原因があるのではないか。今次の環境省見解もレビューへの見解と大同小異であり、5年後も環境の改善は望めず再度同じような見解を出す結果となるのは明らかである。そこで数点に絞って質問したい。
  - ・調整池水質問題については、調整池水質委員会の指導に基づく諸対策が取られてきたが、事業完了時の水質目標値達成という約束は遂に果たされなかった。ところが環境省も08年見解では、従来対策の「着実な実施と強化」を求め、失敗を繰り返してきた水質予測モデルの改善を求めただけであるが、01年見解と同様の手段で調整池水質が今後改善できると考えた根拠は何か。また従来対策の適否やモデルの妥当性の検証を、環境省自らが行うべきと考えるがいかがか。
  - ・01年には環境監視項目の「相互の関連性の解明が不十分」という正当な見解を表明した（これはたとえば、湾内潮流が減少したのに農水省モニタリングでは底質変化は湾奥部に限られるという農水省見解への批判であろうと解釈できる）が、それが未だ果たされていないのに、今後とも農水省自らの「モニタリング」や「検討」に委ねることとした理由は何か。
  - ・01年8月見解での「特産種に着目した検証は必ずしも十分でない」との指摘に対する事後評価が、今回は脱落しており問題である。むしろ存亡の危機に立たされている特産種・準特産種については、生物多様性保全の観点から、環境省自らが調査に乗り出し、諫早湾を生物多様性国家戦略に基づいて早急にホットスポットに指定すべきではないか。

- ・08 年見解では、調整池から海域に排出される負荷データの記述を求めるにとどまっているが、水質データと排水量データが存在するのだから、なぜ環境省自らが試算して湾内の水底質への影響を評価し、有効な対策（調整池への海水導入）を農水省に指導しないのか。なお長崎県水試が行った底質調査では、農水省モニタリングとは異なり、閉め切り後に泥化が進行していることが示されているが、両者の違いは採泥方法の違いにある。農水省は 10～15cm の深さで採取した泥を混ぜて試料としているのに対して、長崎県はコアで採取した 5cm の試料を用いている。いずれが科学的に妥当な調査方法か、環境省としての見解を示すべきではないか。
- 5) 環境省が事務局となった「有明海・八代海総合調査評価委員会」報告書によれば、「有明海において長期間にわたって生じてきた海面積の減少や潮位上昇等の事象は、物理的条件として、有明海の潮流を減少させる方向へ働くものと考える。」(p.64)との結論が得られているが、海面積の減少をもたらした干拓は、戦後 22 件あり、うち 21 件が 79 年までに終了していてその総面積は 5259ha だった。しかし 97 年に一挙に 3550ha が加わったわけであるから、評価委の見解に照らしても諫干が海面積の減少（潮流減少）の主要因と言えるのではないか。開門は海面積の回復に寄与すると考えられるが環境省の見解はどうか。
- 6) アオコが発する毒素マイクロシスチンについて、飲料水用の WHO 基準はあるが、国内にはなんらの基準もない。農業用水を含めた基準を設定すべきではないか。